

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5-10))」

2. 日時:令和3年11月26日(金)10時00分~12時00分

3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他6名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術グループ 担当

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000186.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html)
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000185.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html)
- ・ 令和3年11月18日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料

提出」

- ・ 令和3年11月19日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年11月25日  
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	そこを開始しました。
0:00:03	はい。規制庁の大橋です。ただいまから日本原燃の濃縮施設の設工認申請に係るヒアリングを始めたいと思います。最初に注意事項についてお伝えします。
0:00:16	ヒアリングでは、他にどうこう発言しないようにしてください。発言してしまった場合にその場でその旨指摘するようにしてください。
0:00:23	発言の際は初めに所属氏名を述べてから発言してください。また発言しない際は名マイク等を見ると、資料をお願いします。
0:00:33	それでは
0:00:37	本日の説明ですけれども、
0:00:43	18日と19日に提出があった資料をに基づいて中で言うということをでよろしい。それで資料のほうは個別41の不法侵入防止、あとコメントにと。
0:00:59	個別30の関係でもらったの資料、個別で43の通信連絡欠品育成45の貯蔵して46へと排気止血パン19の管理、放射線管理してとこ明らかと思いますけど、日本原燃こっち!OCでしょうか。
0:01:22	いうふうに間違いないこと。
0:01:24	はい。
0:01:25	そして資料の順番ですけれども、最初に個別41の方ほう侵入防止をやってその次に310434546、39と順番で的を読み取り等も/参照しながらっていうと、そういった理解でよろしいでしょうか。
0:01:45	見れる600ですけど、その分でございます。わかりました。それでは
0:01:53	決めたいと思いますけども規制庁側の出席者の方ですけれども、本町会議の方からはフジワラ
0:02:02	WEB参加の方ではタカナシ川だけオオハシとなっています。途中で下部コサクも参加する可能性があります。それでは、日本原燃におかれましては中性子を説明したように、いただいた上で、資料の説明のほうをお願いします。
0:02:20	IBM原燃6ヶ所です。本日の出席者名簿がFPのサカモトカロウジ縛ったワカバヤシ確認私がヤギハシのページ、7名で対応させていただきます。本日の説明については先ほどご紹介ありましたヘッドロック件
0:02:37	し資料のほう6件のうち1件が新規になりまして、残り5件はコメントリストに基づいた説明となります。説明の順番につきましては、先ほど御紹介いただいた順番で説明を準じ、
0:02:52	タジリいただきます。では早速説明のほうに入らせていただいでよろしいでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	廃止します。
0:03:02	はい。
0:03:06	日本原燃片野でございます。
0:03:09	はじめにのみそ個別 41 過去の人の不法な侵入等への防止に係る補足説明資料について御説明いたします。
0:03:19	右下通しページで 3 ページをご覧ください。
0:03:25	それから 2 ポツにおいて、本施設についてはこの第 9 条適合させる方針として設備こうい個別の設計ではなく、施設共通全体に係る核物質防護等に係る運用をによって本上下適合を図るという方針を説明する方針としております。
0:03:47	その理由といたしましてはきたんポツ 1 に記載してございますが、全社共通の大手機構を説明方針といたしまして、従前の従前から各施設で実施しております確立防護措置によって適合図りそれを説明するということとしております。
0:04:08	また、既設施設で共有共通の御要求事項については、その説明する文書、この記載についても横並びを図るとした方針にしておりまして、これが理由でございます。
0:04:24	その横並びを図った説明の具体といたしましては、
0:04:29	通しページの 17 ページをご覧ください。
0:04:35	この 17 ページ以降店舗にとして、左側の左側から本施設のオオハシ設工認申請書の適合説明書
0:04:47	を記載しております。
0:04:48	そして真ん中がこちらすでに再処理施設の方で一度規制ヒアリングの場で御説明しております資料でございます。
0:04:58	そして右側の補足説明においては、懇濃縮施設の申請書等を再処理施設のヒアリング資料、こちらの記載の箇所の一部横並び横並びや全体図っておりますが、
0:05:14	差異がございますので、その詳細が生じている部分について、その理由等を濃縮施設については差異が生じている部分についても適合説明適合がなされているということはこの文章の中で示しております。
0:05:34	よって、少しページ戻って戻りますが、当時ページの 5 ページ以降、
0:05:42	に記載していただく年配チェックをして記載しております。適合性に係る整理表、こちらにおいては、冒頭で御説明いたしました通り、適合については機器個別の設計ではなくて施設共通での運用として適応を図るとしておりますので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:01	こちらの覆う適合の運用の変更の考え方で受ける丸とバーのところでは個別の機器についてはすべてばを押しております。そしてその理由についても、応答の説明と同じような
0:06:17	ちょっと趣旨を理由として記載してございます。
0:06:20	説明は以上でございます。
0:06:29	設置でございます。ただいまの説明に関して規制庁側のほうから質問等お願いします。
0:06:41	規制庁のカワラサキです。
0:06:44	今ご説明いただいたところでちょっと確認させて欲しいのかですね、まず入口のところで、
0:06:52	確認なん。
0:06:54	けども、
0:06:56	施設供給というのは、おっしゃる通りだなと思って聞いていて、そこは基本的には理解できると。
0:07:03	思ってます。
0:07:04	また一方でちょっと規則との関係ってどうなってるんだっていう説明がちょっとやや気になってまして、
0:07:11	例えばですね、入口のところだと3ページのところの説明。
0:07:16	3ページの関係ですね。
0:07:18	8ページの文章で概要から技術基準規則の関係というところで説明されているんですけども。
0:07:27	この技術基準規則との関係の説明がやや
0:07:31	理解できないっていうかって、
0:07:36	爆ですね、規則との関係において、適合性説明に係る目的工認申請対象機器はないかっていうのがですね言いたいことはわかるんですけど。
0:07:49	このように、単純に書いてしまうと、
0:07:54	あたかも何ていうかね適合性説明の対象が全くないように、誤解されてしまうと思っていますので、むしろ全体全体的に
0:08:05	あの防護対策を講じるっていうのが申請対象ということになるので、ちょっと言い方をちょっと注意していただきたくて、厳密に言えばその設計方針としての対象になるのだけれども、
0:08:19	仕様書対象であったりとか、その関係で、詳細設計をですね、細かく説明するというのを工認で行うものではないと、ちょっとそういうことですね、もうちょっと丁寧に説明して欲しいんですよ。
0:08:34	その上でですね、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	バックアップの防護対策の関係については、結局その再処理規則とかに基づいて空気計画されているという前提があって、
0:08:46	その中で防護対策が全般なされているんだと。
0:08:50	その一環として、設工認で説明するような技術基準適合に関する対策もやられているんだと。
0:08:58	それについては今回の設計で技術基準適合の観点から説明すると、ちょっとそういう形で、他の説明とは赤穂経路が違うので、そのまま官庁の当てはめで2ポツとか、3ポツを書くのではなく、
0:09:13	そういう全体の説明をまたしていただきたいと。
0:09:17	と思いますが、
0:09:19	今の点、ちょっと理解の仕方が、
0:09:22	こちらと同じなのかどうかという、そういう説明ができそうかどうかというのを、
0:09:28	お願いします。
0:09:38	日本原燃片野でございます。今おっしゃったことのこちらの理解、認識理解としては、まずこの撤去交付かかる際に、方針としては従前から実施している核物質防護等の運用、
0:09:57	こちらが濃縮で自動加工規則、こちらで要求されているものとして、それに対して運用として実施しております。その規則よう加工規則要求として、
0:10:13	運用している実行内容か、この技術基準適合を技術基準での要求事項にもそのあっ適合性を当てはめることができる。
0:10:26	そういった全体の説明を号棟もしくはこの文章の中で、まず説明をさせていただいた上で、後段でその低運用であるので個別
0:10:41	の機器の設計ではなく、設計ではなくて、全体説明対応に係る運用として、結局わかります。そういった説明に内容変えさせていただく、いただきたいと、そういった認識で間違いはないでしょうか。
0:11:00	規制庁カワラサキです。ありがとうございます。すいません。タイトルの通りで形で示した格好でしたっけ、加工規則です。それで
0:11:09	今おっしゃっていただいたところの通りだと思いますがちょっと
0:11:14	最初に言ったのがちょっと念のためもう一度言っと石膏に対象機器はないかという、何か言い切りまでできるのかなっていうのがちょっと
0:11:24	こちらとしては懸念点ですので、ちょっとそこなんですよね。結局
0:11:30	表の書き方にしても、本当に何かPARっていう表現が適切なのかと思うんですけどよね。
0:11:37	つまりその防護対策は、例えばその、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:41	ええと核燃料化、
0:11:44	保有しているものに対しては、ある意味そのすべて
0:11:48	に対しての防護対策になってもおかしくないわけで、単純にその場バーというよりかは、これ全体としての
0:11:58	ほぼ防護対策で対応してるんですよ。
0:12:02	いう説明要するにすなわちその技術基準に関係ある危機ありませんと言わなくてむしろ広いを經由していただきたいということで、今は点は、
0:12:14	共通認識でしょうか。
0:12:20	日本原燃片野でございます。今おっしゃった内容といたしましては、今2ポツデータのところで設工認申請対象機器はないがと断言している部分、こちらについては、施設内というわけではなくて、
0:12:37	指定建物であったり喫緊も含めた全体としてというワークイコール施設共通の運用といったするものになると考えますので、
0:12:53	この
0:12:55	店舗1で示してもパートを言い切ってる部分について、ちょっと
0:13:04	こちらでその書きぶり等を説明の仕方はちょっと考えさせていて検討させていただいた上で表現に直して整備を再整理させていただきたいということにより。ええと考えておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
0:13:23	規制庁川崎です。はい。その理解で大丈夫ですが、ちょっと若干その言葉じりで気になったのか、運用当社足りていて、
0:13:34	確かにその運用によるところが多分にあると思うんですけども、許可申請の時にですね、1億某侵入と防止設備という枠があってですね、立ち入り制限のフェンスやったりとか、
0:13:50	罹患R1の関係の装置ですかね、そこら辺が一応エントリーはしてるので。
0:13:55	そういう意味で別にそれは個別の機器として、
0:13:58	詳細設計を起用表なりで示す必要はないんですけど。
0:14:03	そういった整合という意味では機器がないのなら全くないっていう、ちょっとそういうすべて運用だというのをまた5語弊があると思い、思うんですね。
0:14:14	なので、そこはあの機器リスト超過の扱ってっていうのと、多分ですね。
0:14:21	この基本方針だけでクローズしてるものをこの表で表現すると出てこないっていうことになるんだと思うんですけど。
0:14:31	逆に言うと
0:14:33	共通の設計としてのリストアップの際には、多分、
0:14:38	出てくるんですね。
0:14:39	ある程度の

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:42	たったの枠組みとして、多分それが網羅性の資料であったり説明にあってもいいんだと思うんですけど多分現状そこは出てきてないというところで運用でのすべての対策と。
0:14:52	いう形の説明になってしまっているんですけども、ちょっとその意識が若干その許可のときのトンとちょっと違っちゃってるので。
0:15:02	機器として上げるという話ではないんで、この資料の機器として上げるという話ではないんですけど、方針としては当然建物も含まれているし、
0:15:15	Rayleigh管理の関係も当然その方針としては含まれてるんだよということで私としては理解しているので、あとその意識でちょっと文章を作るときに、運用だけでいき切らないで、そこも生きられて欲しいということです。
0:15:31	今の点いかがでしょうか。
0:15:37	日本原燃若林です。今の点、承知しましたので発電炉のほうとかで運用要求に該当してたのでちょっとそちらにいっぱいありましたけれども、やっぱり空いておりますので、設計方針と及び回せばなと思いますので、対応しますと、あと設備リストのほうも今つけてる添付1のほうではすべて基盤なってますが、
0:15:57	エフピコに申請者につけてるほうのリストだと一番最後のほうに、施設共通という欄がありまして一応方針に欲しいに関するについては共通の設計に関する事なので、全体の設計に関する事なんで、共通に丸つけますというように前のつけ方をしております。以上です。
0:16:18	規制庁カワラサキですかね、私の理解も、その共通のところに丸がついているのは基本はいいんだろうなと思ってました。出ばバーなのは、これ共通で手当しているからだよなっていう、全体として見てとれてればいいと思ってますんで、
0:16:34	あとその上でなんですけど、厳密に言うとなんか
0:16:40	濃縮なので関係ないのかなっていうこと確認をしたいんですけど。
0:16:44	多分ど実用炉とかだと安全保護系に関してはアクセス遮断とかとの関係で工認対象にしているプラントがあったような気がして、
0:16:54	濃縮の場合そういった意味で、
0:16:56	対象となりうるものが、
0:16:59	ないという理解でいいんですかね、あと、通信連絡設備とかも若干この
0:17:05	後任として使用を多シミズ回収ではないものの、一応申請書には出てきたりしているかと思うんですけど。
0:17:13	そういった機器という意味では濃縮としてはあんまり
0:17:18	該当しないのかっていうのを確認させてください。
0:17:32	土産にワカバヤシて少々お待ちください。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:09	日本原燃若林です。
0:18:11	濃縮の場合はですね、そういう安全保護系と思っていませんし、個別の機器として該当するものはないとですので設計方針に対して外部からの不正アクセス防止という大きな設計方針を
0:18:26	条文適合のほうで述べております。通信連絡設備についても同様の考えでございます。以上です。
0:18:35	規制庁河原木です。わかりました、ありがとうございます。入口のところは大体今のでおおよそ理解できたと思っておりますので、
0:18:45	とりあえず私から。
0:18:47	以上です。
0:18:53	局長から施設のほか、規制庁側から一つ質問等ありますと、お願いします。
0:19:19	規制庁 8 節少し確認ですけれども、
0:19:24	ほぼ
0:19:27	10 ページとかの中学校では、
0:19:32	ことなんですけれども、
0:19:36	考え方ですけれども、
0:19:41	9 - 6 とか、
0:19:56	記載をしないというような場北になってますけれども、
0:20:02	根幹を期待しないと一方なんですかね。
0:20:08	日本原燃可能でございます。
0:20:10	すみません、レッド収録までは理解できたのですが、そのあと音声ですいません途切れておましてちょっと趣旨もう一度お話聞かなきゃでしょうか。
0:20:22	ごめんなさい。
0:20:25	今聞こえてますでしょうか。
0:20:27	日本原燃カタノです。今聞こえております。すいませんえとですね、中国の最初の段落の最後の部分で、本施設の核物質防護上の要求が要求事項ではないと期待しないというふうなことで、
0:20:45	ここで
0:20:51	ノートの補足をしていただいているんですけども、これはどういうか、他の仕事だと比較的その要求には書いてなくても書いてると思うんですけどもこれも PP 影響の観点で必要以上のことを期待しないというふうな、そういった入からこうしてでしょうか。
0:21:15	日本原燃片野でございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:18	ご認識の通りでございます、関係ない理由としては、こちらは再処理施設での要求事項、PP上の要求事項として、回答しております濃縮施設については、こちらの部分では要求事項としてはなっておりませんので、
0:21:36	必要以上のものを書かないという観点から、ここは削除しているということでございます。以上です。
0:21:47	はい、わかりました。
0:21:57	はい。私からは、
0:22:01	委員長ですとかまた何かありますでしょうか。
0:22:08	あ、すみません、規制庁からでちょっと若干超えてなかったところがあるんですけど、
0:22:15	ちょっと、
0:22:18	10、
0:22:21	そうですね。
0:22:24	19ページの、今、
0:22:26	ところで、
0:22:28	そのためちょっと繰り返しになってしまったら恐縮なんですけど。
0:22:33	この差分がある部分っていうのは、
0:22:36	給食の説明のところ、
0:22:42	ちょっと若干理解できないところもあって、
0:22:48	多分があるという。
0:22:49	ところの関係。
0:22:54	実態として違うから差分が出てくるのかとも
0:22:58	やってる内容は同じだけど、適合性説明の防潮違いが出てくるのかと言うとどっちの説明でしたか。
0:23:05	テーマを教えてください。
0:23:15	はい。
0:23:56	日本原燃ワカバヤシで、すみません。多分が生じている理由としましては、
0:24:02	再処理のほうで見て長の表敬があるものと、
0:24:06	が最初にも書かれて、濃縮のほうにはPP上の要求がないので、そちらを書いていないとPd以上っていうのが家基準ではなくて加工すぐ再処理規則のほうなんですけど、実際の対策をやっているかやってないかと言えば、
0:24:21	ここはちょっとまちまちでして、
0:24:23	物によっては実施自主的な対応として、濃縮のほうもやってるといものもあります。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:29	このデータそのものがありますので、現状としては1以上の要求があっという対策としてやっているものをそれぞれの施設で書くという。
0:24:38	記載にしております。以上です。はい規制庁からそういうわかりました。
0:24:45	てデパートですけど、まとめはそれで。
0:24:50	大丈夫だと思うんで、今おっしゃっていただいた趣旨は多分9の中で、
0:24:59	全く何ていいですかね。
0:25:03	実質的には一部設置しているけれども、これはあくまでの加工規則的こう
0:25:12	というものではなくて、
0:25:15	機械がそういう意味で再処理等は、
0:25:17	違いがあるとか、
0:25:19	その結果としてやっぱりこの差分が妥当なんだという。
0:25:25	ことをですね、わかるように、
0:25:27	ておいていただければと思います。以上です。
0:25:34	いよぎんのワカバヤシです。今説明した内容の反映承知しました。
0:25:49	規制庁からだけでちょっと1点だけ
0:25:52	探知する盤のもらえで確認しようと思ってたんですけど一応先に言っておきますと、
0:26:00	さっき若干話したんですけど。
0:26:02	不法侵入防止設備で設備区分の枠は、
0:26:06	何ですかね、全体の網羅性という意味でリストアップする際には、
0:26:12	入れます角形のどなたか教えていただけないでしょうか。
0:26:20	日本原燃若林です。
0:26:22	30番の資料につけている設備リストのほうには変形が入ってこないと考えてますというのも、ちょっとパラメータ的には一度リストアップするんですが、人の絵にナビ駅への対処の1番一定リストは規制的に
0:26:39	ご審議防止については2-B聞きになって、
0:26:42	基本的には設計方針として示せということになります。なってますので、やっぱり国なり引き合いリストが示さないことしております。
0:26:52	規制庁川崎です。ということはちょっとね、
0:26:57	もともとのか。
0:26:59	すみません。
0:27:03	単純についてるリストっていうのは基本設計方針の閉じてるものはそもそもクリーニングアウトされた表だっていう、すみません、最初の議会のところが多分前に聞いたのでちょっと再確認その理解でいいですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:23	人間を集めんワカバヤシて4設計方針にも機器名として登場させないといけないものは+んですけども防護板やったりとか鉄板等の設計方針だけのものであれば、川崎さんもおっしゃった通り、今そちらスクリーンやと。
0:27:39	第4回のヒアリング等を踏まえてクリアとしております。
0:27:45	規制庁川崎です。それで言うと、申請書の設計方針が基本設計方針に書く内容っていうのは、今の資料のほう侵入防止の資料の2ポツのところという。
0:28:02	ことで理解は合ってますかね、これがすべてですか。
0:28:11	日本原燃カバーしてそちらともう一つありまして、まず一つ巻きつけている基本設計方針を条文中適用の施設共通のほうで書いております。
0:28:22	また
0:28:24	医療受け盤の位置構造に倍とする。
0:28:27	基本設計方針として構造示す。
0:28:30	あとはあります。ちょっとに移さない具体で探しますけど、パートを示したところがあってそこでご審議防止設備を設けると記載していたと記憶しておりますのでちょっと宿題がペーパーも早朝からですね、
0:28:45	はい。大体わかったので、もし後でお金ご指摘いただければいいと思うんですけど、当するとですね、
0:28:54	件数、
0:28:56	許可で書いてあった件数が多分策になったに該当してると思うんですね。
0:29:01	多分その理解だとしたら、どっちかって取りスタートされる側に分類されるような気が。
0:29:08	そのの応答後電離管理っていう一般的な
0:29:12	用語で許可できたところも多分ここで、
0:29:16	なんか見えちゃうんじゃないかなと。
0:29:18	思うんですけど。
0:29:20	成長管理を行う設計っていう何か漠然とした気体のべき決め方と言われと微量やや微妙ではあるんですけど。
0:29:28	そののこのところいただき、
0:29:34	日本原燃ワカバヤシて、ここは最初ちょっと迷ったところであるんですけども、全社の共通の認識としてはやはり不法侵入であったりとか、安全避難することは2のP-9位だということと、発電炉のほうも確認したんですが、様式はちい等で、
0:29:53	侵入と申し設備に関するところがすべての養鶏種別ならま運用要求っていうことも今しておりましたので、基本設計をし、
0:30:05	今は島にロビーの扱いと整理しております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:10	その横並びの観点からですね、田巻家庭 5 て観点では示さないといけないので基本設計方針でそういうふうにもっと高度のほう構造というか、記載をしているという整理しております。以上です。
0:30:24	規制庁から積算の話は、
0:30:28	わかります。
0:30:30	ただ、
0:30:31	だから、どうですか。
0:30:34	いや、ちょっと特殊だなと思ったのでちょっと聞いているんですね、要するに網羅性を説明するっていったときに多分結果からの色塗りでやりましたといったときに、
0:30:46	許可からの色塗りで
0:30:49	実は設備設備というか系統というか、設備区分単位で、実は今やっているんだってというのがですね、あんまり
0:30:57	意識してなかったもので、どっちかっていうとそれはルーム加圧やな。
0:31:02	濃縮個別の
0:31:05	網羅性の資料の中で、多分、若干補足する必要があるような気がします。
0:31:11	とりあえず私から全体的に長です。
0:31:19	日本原燃若林です。のし個別 30 のほうでのフォローの件は承知しました検討いたします。あと先ほど申しました。ご審議防止の基本的な方針の二つ目のパートの方ですが、
0:31:33	1 - 1 - 52
0:31:36	基本設計方針の個別項目のほうのページに、
0:31:40	こういう説明も決まってる
0:31:43	と書いていることになりますけれども、併せて報告してます。以上です。
0:31:50	規制庁 × わかりました。ありがとうございます。
0:31:58	帰結おかしなですけれども、どこからありますでしょうか。
0:32:07	はい。私たちが若干携帯だけなんですけれども、この 19 ページの 8000 円の中の機械があるかと思えますけれども、
0:32:20	これの一段落目のところで、
0:32:26	2 行目で基づき承認を得るまた何々を配備すること等とするっていうふう書いてあって、ちょっと文章的に承認を得ること。
0:32:38	また、何々を配備すること等とするって言った方が何かその繋ぎはいいような寄付するので、少し文章を問題ないようであればちょっと検討していただければと思いますけどいかがですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:58	日本原燃片野でございます。ただいまのところを全社再処理側ともを確認した上で、
0:33:06	可能ならば可能だが可能であれば、記載を修正させていただきます。以上です。
0:33:14	特段こだわりはそういうことがないのでよろしくお願いします。規制庁かほかによろしいでしょうか。
0:33:23	よろしいようであれば、では網羅性も説明をお願いします。
0:33:43	日本原燃坂本でございますし、ちょっともし個別 30 の場合に、コメント管理表へと本来から全体のものをお出ししておりますので、Pdだろうという御説明いたします。
0:33:57	矯正 1 枚目ですけども、濃縮の補足説明資料をもとに、このコメント管理表を作成して今回幾つ見ます内容については、黄色でハッチングしております。中身のほうも、前回、前々回受けたコメントいただいて今回対応するものについては、
0:34:17	企業でハッチングしているというものです。
0:34:24	大体そのコメントについては、この共有化目のほうにコメントの中身を映しながら、その中身の主要な部分について、補足説明資料を今後同時個別案件以降、御説明でいただくと。
0:34:39	いう形とさせていただきます。後個別 30 から説明させていただき、
0:34:47	日本原燃ワカバヤシてる%規定とカワラサキでトップをされて申し訳ないんですけど 1 点確認させてください。
0:34:55	今回濃縮個別 31 については、鉄塔説明済みとされているので、ちょっと 1 点だけ確認したいんですけど、
0:35:05	えっとですね。
0:35:07	3 ページですかね、ファンページを見ると、
0:35:13	4 番のところで、
0:35:15	3 ページの鋼管 PET など、
0:35:20	必要に応じて、
0:35:23	費用不評はっきりそれは金かかる話ですね。
0:35:26	ちょっと関連して確かお話があったようなところで 2 番も関係してるのかと思うんですけど、基本的には
0:35:36	きっちり管理でサンプルオオオカとやりますということで説明はいただいたと思ってるんですけど、何かもともとの話題に挙がってたのが、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	そもそも質量管理っていうのは理解したんだけど、実際にどういう工事をやるのかちょっと説明してねっていうお話をさせていただいたとっていて、その対応の関係って今、
0:35:57	どうなったのかっていうのをちょっと教えていただけないでしょうか。
0:36:02	日本原燃坂本でございます。当サンプルを管渠柵今回更新いたしますけども、それ寸法が変わりますので、集票対象にしているというもので、この工事のそういう具体的などいうことをするかにつきましては、今工事の方法の
0:36:19	説明書前回御説明しております、高見工場の中身でフローも含めてコメントをいただいておりますので、その中で、
0:36:29	どのような工事をするのかも含めて御説明設置たいということで可決すべきです。
0:36:36	平成町から変えたのわかりましたその前々回だったのか、その時にちゃんと確認すればよかったんですけど、そういう意味でいうとちょっとコメントの管理としては、
0:36:48	この主として一応その工事の内容は工事の内容としての説明をしてネット入れるところで、
0:36:57	言っているのもそういう場合に、工事の方向のコメントリストに書くのか、それとも、
0:37:03	こちらでも何らかこうリンクをつけて行うかというところではどういう運用の仕方がいいでしょうか。
0:37:15	日本原燃坂本でございます。これ表の右側に関連コメントというバックがあるので、ちょっと今これをうまく活用できてない状況です。なので、高齢も活用して、
0:37:32	同じようなコメントが二つ密閉てるようなものについては二つともに書いた上で、こちらもこれで関連するとか、そういった形で
0:37:42	整理する方法を検討いたします。そうです。
0:37:47	規制庁川崎です。わかりました。
0:37:50	期目のほう続けていただければと思います。
0:37:56	4年にワカバヤシで。それでは2ページをご覧ください。
0:38:00	まず濃縮個別30へのコメント対応になります。今回コメントNo.9から13に対して、こちらの中欄の対応方針の通り、対応しております。
0:38:13	こちら主なものとしまして、コメントNo.1011について資料を用いて説明しますと、コメントNo.10時新設改良既設等の整備等、
0:38:23	マキタ、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	について説明することということで、P8 ページのほうですね、資料のほうの 8 ページ。
0:38:31	ご覧ください。
0:38:39	こちら設備リストの凡例のほうにですね、こちら結構人に対して定義と同じですが、改造、新設駅施設等のそれぞれの定義について記載しております。
0:38:54	またその上ですね、コメントナンバー XI に該当し内への対応にも書いて関係しますが、街道の内容ブレイクダウンした資料として P32 と 33 のほうにそれぞれの資料を追加した患者さんページご覧ください。
0:39:19	32 ページからになります、今回、改造を呈しているものの中に、実際機器や設計の実物の変更伴うものと、ただ、新しく申請するものって 2 種類ありますのでそれが終わるように、P33 のほうに
0:39:34	ブレイクダウンした表を示しております。
0:39:38	結論から言って今回は移動と定義しているもののほとんどが新しく新設するものでして、実際の変更伴うものは、
0:39:46	173 番のインターロックの機能変更等、
0:39:53	400、
0:39:55	58 番、467 番の世代 300 保管棚へ除染ハウスになります。
0:40:03	ちゃんと保管棚を先ほど臨界の話でも出てましたが、更新統なんて先方と変更すると、そういう回答の内容を記載しております。
0:40:12	先日のヒアリングで来改造の中も常に更新を伴うものと、
0:40:21	実は変更伴うものの定義を分けるか分けなかっていう点について検討したんですが、現在のところ発電炉なり、電車の方針電車の最新の方針であって確認してくださいって調整官コメントいただいてたんですが、確認したところ、今この定義としてはデータの最新の押してあつてると。
0:40:40	発電炉の方針とも前一致しておりますので、こちらの定義で整備を進めたいと考えております。説明は以上です。
0:40:54	はい、ありがとうございます。基調から質問等お願いします。
0:41:11	規制庁カワラサキです。ちょっと若干この資料そのものという意味ではですね、もうタイプ整理が進んできていて、全体的によく理解できるようになってきたのかなと個人的には思っているんですけど。
0:41:27	あまりちょっと、ちょっと観点がですね、許可整合という観点でちょっと拡充させていただきたいと語って変わるの、ちょっと最初に、その点私から。
0:41:38	お聞きしたいと思います。
0:41:41	18 ページですかね。包絡性の資料の方。
0:41:51	こちらまで等拒否っていただけ。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:54	を深め、
0:42:07	設カワラサキです。それで 18 ページのところ、ちょっと具体の
0:42:12	個別のちょっと細かいところの確認にはなるんですけども、
0:42:17	液体廃棄保管廃棄。
0:42:20	区画ですか。
0:42:22	町の
0:42:25	18 ページじゃないかと、ページ数は、少々お待ちください。
0:42:32	夕張部の方ボンベ置きたいというのが行ったかと思うんですけど、
0:42:40	ちょっとページブルわかりますか。
0:42:43	日焼けワカバヤシ 24 ページでマイナスはいありがとうございます。
0:42:53	それで注腸カワラサキです。
0:42:59	今言った。
0:43:03	IFグループの目的だけを液体アメリカ割り切る突貫働きとして登録されているところですけども、
0:43:16	ありますか。今回新設そうですね。今回申請されているところで、
0:43:27	分割申請でも対象になっていて、
0:43:32	別の別途のですね、廃棄に関する新支店欠点も対象となっているということで、
0:43:39	理解したんですけど、まずそれはいいですかねということ。
0:43:43	両方申請となる考え方をちょっときていただけないでしょうか。
0:43:57	日本原燃ワカバヤシで、今ご質問いただいたのは、まだiPhoneで置き台が第5回申請の対象となっているか、あとは、その右側、こちらの表の右側で、
0:44:10	あまりごとマルチ軽視てる上に存置保管廃棄塔のほうにも丸つけているとこの二つを足している考え方について説明ということでもよろしいでしょうか。あとそれそうです。
0:44:23	原電ワカバヤシです。
0:44:25	協議したらええと、第5回の対象にはしております。こちら今すでにある既設のIFファイルボンベ起きないに対してははっきり取り扱うので基準適合の観点から、第5回で申請して認可をいただくと。
0:44:39	その上で、芸術保管廃棄のほう(2)のほうにも丸をつけている理由としましては、今後付着ウラン回収廃棄物の施設の増設の増設といえますか、追加分の認可をいただいでいく中で、廃棄物等が増えていけば、そのボンベ下りホーム増設していくことに許可で人受けてる、
0:44:59	除雪していくことになりますので、そちらをこのように、
0:45:05	慌てて丸をつけてるっていうのは、現状の整理です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:14	規制庁、河原木です。わかりましたなんか状況が今ので大分わかって当許可数量といったのは何かと言うと、
0:45:22	許可のときで枠を確か 215 基っていう数字が出てきていて、
0:45:29	今の申請だと 58 になっていたところで差分の説明がどっかにないといけないのかなと思っていて質問した次第なんです。
0:45:40	その点で言うそうですね、例えばその、
0:45:43	4 週 6 ページですか。他に一部その前の説明があって、
0:45:54	ここの図のところで行くと、議題がここにあるんだなと。その凡例を見ると、
0:46:00	第 5 回申請であるなというのはわかるんですけど。
0:46:04	これが過去これを見たときに、寄付足りてないって思ったんですよ。
0:46:10	要するに第 5 回申請ってなっているけど実は透析をすることだとしたら、それを
0:46:17	わかるように書いていただく必要があるのではないかと思いますし、ほかのページでも例えば
0:46:25	50 ページとかでも置き台の話が出てきていて、
0:46:31	50 ページかな。ちょっとページ数が若干、すみません。
0:46:36	あとで探しておいて欲しいんですけど、いずれにしろですね、置き台の話が、この資料でみかんヶ所できていて、この部分が
0:46:46	その廃棄物化のほうの話なのか、第 5 回の話なのかっていうところで若干混乱する内容になっていたんで、そうさっき御説明していただいたような段階を追っての対応なんて言っているのがわかるように明確化いただけませんか。
0:47:05	日本原燃ワカバヤシで段階的に除雪するものについて明確化する検証しました議題以外にもございません。もう一度確認してその代わりわかるように西隣資料もあり、修正いたします。以上です。
0:47:20	慶弔河原崎です。よろしくお願いします。そうなんですよ。今おっしゃっていただいたように、段階的にやっていくもので一見すると許可での時間の交通なりと設工認での個数が整合してないように一見見えてしまうところが、
0:47:36	あって、一番わかりやすいところだと 2b と西を別途申請するということでの話で、ヘッドその話は半分この以前確認させていただいたときに追加したり、追記していただいたりしてわかるように、
0:47:51	基本的にはなってきていると。
0:47:53	思っていますが、もしそういった今いった観点で網羅性という意味での説明がもし類似で不足しているところがあれば補足をちょっといただければなど。
0:48:06	これはもう本当に資料の精査段階の話なので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:10	適時答えをしていただいて、
0:48:14	もし必要であったらば、ヒアリングでは確認しますが、基本は資料の精査の段階になるかなと。
0:48:20	うん。
0:48:22	よければ続けてなんですけど。
0:48:26	また 26 ページに戻りまして、
0:48:36	サーベイメーターが。
0:48:39	出てくるんですね 26 ページのところ、
0:48:42	川命名頼みですけど、これ曲これも許可等の関係での確認で、
0:48:49	今の 26 ページの記載妥当真ん中のほうの業務にサーベイメーターっていうのが一つありますよとか、
0:48:56	下から 123C 孔 7 行目ぐらいにもサーベイメーターというのがあるじゃないですか。
0:49:04	これは
0:49:05	別工認の申請時には統合来一つにまとめているという御説明が、
0:49:11	あるんですけども、これそもそも何で分かれてるのかってわけねこの表だけだと。
0:49:17	わからなくて、
0:49:18	許可との関係で、確か許可の段階にさかのぼってみると、馬蹄メーターって実は 3 回出てきてるんですよ。
0:49:27	ていうふうに認識をして、
0:49:29	放射線監視測定設備という枠でのサーベイメーターとレイリー管理。
0:49:36	という意味でのサーベイメーター等、重大事故等対処していただいとそれぞれ出てきたかと思いますが、
0:49:45	この二つの行っていうのはどれにもこと言ってるのかっていうのをちょっとわからなかったんで、
0:49:52	御説明をお願いします。
0:49:58	いよぎんの岡林です。まずおっしゃる通りサーベイメーターを二つ書いている理由としましては、許可のほうで何かいっぱい出てきておるかというところでございます。何を占めているかというと基本的にはベント放射線管理
0:50:13	施設の方の
0:50:16	責任者ですね放射線監視測定設備のであり、サーベイメーターとえり管理関係設備のサーベイメーター。
0:50:23	そちらを牧場からいろんななりして抜き出す的に
0:50:27	またね理科を設けて、それぞれ引き出して、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:31	おると。
0:50:32	であり、備考のほうでも同じものなので、
0:50:37	リスト上は一つの結論になって気がリスト上は一つにしますよという以降にしてあります。
0:50:42	なので重大事故のほうは、こちらには別途行っておりません。
0:50:48	五つ目は以上で詰まったり、
0:50:51	はい、一応この設置ありがとうございます補聴器はそうなんだろうなと思っていて、重大事故等がないのも理解できる人思ってるんですけど、設備名が定例に係るRI関係設備という名前が多分どっかに消えちゃっているような気がしていて、
0:51:08	ちょっとその部分は国家組いただいて本当にまとめられるのかっていう規定や議員があるんですよ。設備名が違うものってまとめられるのかなっていうのはややわかんなかったんで。
0:51:18	そこだけ確認していただいてよろしいでしょうか。
0:51:25	嫁にワカバヤシで確認のうえまちとの繋がり等がわかるように、液体直せ
0:51:31	利用開いて検討いたします。以上です。
0:51:35	でも、まとめないですし、まとめられるようにしたそのあたりをまとめます。以上です。
0:51:41	はい。
0:51:41	規制庁川崎ですわかりました。
0:51:44	結局その設工認て、結局
0:51:49	新平大正聞けば階層をきちんと書くっていうのが実は一番大事であったりもするんで。
0:51:55	この前もお客ウランの回収設備のところは今回追記していただいているのでわかるようになったんですけど。
0:52:03	階層抜かしてしまうと実は申請対象が、
0:52:08	きちんと網羅できてないように、誤解招いたりするんで、そのところはちょっと申請にあたっては十分チェックしていただくようにと思ってます。
0:52:19	よろしければ、
0:52:23	思う侵入防止設備の件は先ほどの説明で内ということで理解はしました。
0:52:32	あと1点ほどあって、
0:52:35	はい。
0:52:38	えっとですね、これも何か左横から御かもしれないですけど、許可の、
0:52:43	ここにですね。
0:52:44	計測制御設備の監視操作盤等っていう枠があるんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:50	それはどう入れる。
0:52:52	ふうに
0:52:54	整理されてますかっていうのを教えてください。
0:53:00	屋根ワカバヤシです。今おっしゃってるのは、中央制御室に配備する主要な設備機器の種類で計測制御設備の
0:53:08	監視操作盤等を避けるやっぱの記載だと思うんですけども。
0:53:14	そちらについては、このリスト上は各インターロック。
0:53:18	要望にオーバーされるかされてからそちらで拾うということで濃縮の加工施設の場合は再処理と違って計測制御設備系設備がないので、
0:53:29	いずれのインターロックに充てている状況です。
0:53:33	以上です。
0:53:36	規制庁カワラサキです。確かにその
0:53:39	うん、インターロックの説明を聞いた際にも版が含むのか、含まないのかという話をしている最終的には
0:53:48	簡略
0:53:49	スタートの樹脂は示していただいたということで一応説明はされていると理解は、
0:53:56	一定すなわちその設工認では手当できるということだと思います。
0:54:02	そういった点がですね、さっきの不法侵入防止設備もそうで。
0:54:07	この事前のリストになる前の段階で空くスクリーニングアウトされているものについては何らかその
0:54:17	補足しておいていただければと思います。そうしないと最終的に改めて見たときに、許可からの流れでの
0:54:27	網羅性を
0:54:29	すべて示してるとは言えませんので、ちょっとそういう観点で認識しておいていただきたいと思っています。
0:54:38	よろしければ、ですね。
0:54:41	あと少しなんですけど。
0:54:45	これ逆に逆に許可に書いてないという観点なんですけど、
0:54:49	24 ページですかね、24 ページにランドリセットPVっていう、それがいるんですけど、これ結局今したかっていう確認ですが、いかがでしょうか。
0:55:02	日本原燃ワカバヤシで段取り設備という設備区分は許可になっておりませんが、三重としては撤去する機器として、看護の位置構造には出てこないの、上げておりません。テーマを結構迷ったところで赤字はしてますけども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	施設公認申請だときにどういう設備区分で出すかと乾杯管理廃水処理設備ではないし、
0:55:26	前たところで実際に今の設備区分のばらんどり設備という記載にしております。
0:55:33	以上です。
0:55:34	規制庁川崎です。後も多分そうなんだろうなとも聞くこれターボ既認可の設工認への登録をどういう形になっていたでしょうか。それと合わせたほうがいいのかなと思ってんですが、
0:55:50	いかがですか。
0:55:59	日本原燃ワカバヤシでしたっけ。
0:56:01	調書ください。
0:56:25	日本原燃若林です。来認可の際は、ランドに設備の本体ですね、ここで言うところの
0:56:33	いけない。
0:56:35	お隣設備の方は除染設備でした。その他加工施設の除染設備で液体廃棄その他その周りの排水ポンプであったりとか、堰とかは液体廃棄物の廃棄設備として、
0:56:51	申請しておりました。で、今回、それを
0:56:56	まとめるときに、まあ系統と系統ですね、設備区分は変えてないんですけども、系統どう示すかっていうところで、
0:57:05	撤去するものをまとめてランド立地設備という、実際の区分なので、段取り設備と系統を記載しております。以上です。できんかでは系統と記載していなかったと記憶しております。はい。
0:57:18	規制庁、カワラサキの状況はわかりましたと。
0:57:23	だとするとですね、系統名を撤去する際というのがあるんだなと思うし、韓国のところもあるので、
0:57:34	書いていただいていたいいんですけど。
0:57:40	なんて言うんですかね。
0:57:43	既認可で幅ってということなんだと思うので、
0:57:47	ちょっとそこ各国だけわかるようにしていただければと思います。以上です。
0:57:55	日本原燃わかりましたかワカバヤシで示し方で隔離いたします。以上です。
0:58:04	カワラサキです。パッととは若干その青字のところはお金の方どうぞ。
0:58:26	規制庁オオハシですけども、
0:58:31	ちょっと何点か確認さしてください。
0:58:41	16 ページなんですけれども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:46	うん。
0:58:53	今回カバーとシートと耐震の分類が異なるから分けたというお話があって、ちょっとその関連でもあるんですけども、この 10 食うん 6 ページの下のほうの 181 番の主要配管、
0:59:11	カッコ均質パーシ系ちゅうやつなんですけれども、これ一類により給付に二つなってるんですよ。で、これ
0:59:21	仮にけれども、1 類が主体かで 2 類が配管カバーというかこう明確に分かれるのであれば分けて、会計もいいかなと思ったんですけども、この 1 塗りっというのはどういうふうに
0:59:38	これ配管でこういうふうに分かれてるっていうことなんですかね、配管もし配管で一類の配管には種一類で配管カバーの設計っていうそういう設計でしょうか。
0:59:53	日本原燃ワカバヤシで、まず生徒配管につきましてはといて、それぞれのところまでは耐震基準の 1 例にするかに 0 にするかっていう補修のもと、
1:00:04	分けられまして、そちら
1:00:08	資料のほうとかでは 102 類との区切りで F で示してあるんですが、設備リストのほうではまとめて記載することとしておりますんで、その幅の関係については、おっしゃる通りでカバーをつけるところの相方が一類であればカバーは一連の
1:00:26	聞ける配管の分類に応じて変わるということでカバーのほうも 1020 としております。こちら分けなかった理由としましてはカバーシートについてはカバーシートと感知器が鳴りますので、
1:00:40	分けますが、配管だったりとか、ダクトだったりとかえと経路の途中でまたし重要度分類終わるものについては物自体は同じですので、リスト上では一つに記載することとしております。
1:00:55	以上です。
1:00:59	考え方はわかりました。ちょっと残った 1 例によりとかなってるところをちょっと備考で、ちょっとその考え方を教えていただけないかと思っておりますんでちょっと似たようなところで、別途、
1:01:16	25 ページとかの
1:01:28	法律に 25 ページの下のほうのそのカバーというのが比較的約 382 版が配付 1 とかであってもこれも一類っていうふうになっていて全く今みたいな考え方なのかもしれないですけども、この辺とか、
1:01:44	あとは

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:48	を変えていくかもこの一律 2 類と分かれているということを備考にでも少しこう いう徹底。
1:01:56	持ち帰って見ていただければと思ってます。はい、この辺いかがでしょうか。
1:02:03	日本原燃若林です。はい、1 年に分けてる理由があれば、或いはじゃなくて分 けてる理由と記載します。他の観点も含めてちょっとわかりづらいところあれ ば、日口頭で修正するようにいたします。以上です。
1:02:21	はい、ありがとうございます。あとは、
1:02:30	ちょっとこの備考加えていただきたいという話なんですけれども、別途、
1:02:36	期目のこの北のほうの
1:02:40	アイコムに窮し 10 日といいなった 30 になっていて、
1:02:47	空き缶類、これはいいのかな。
1:02:58	今はいい。
1:03:02	私からは以上です。すみません。はい。
1:03:05	他ほかの点で規制庁からありますでしょうか。
1:03:17	規制庁からですねないようでしたらこの資料についてなんですけど、これはも う最後の、さっき言って三つ目の建屋最終段階の仕様だと思っているので、基 本的には資料として補正とともにですね、最後のチェックなり何なり、先ほど伝 えた点も含めてです。
1:03:37	きちっと精査をしていただいて提示いただくということで、
1:03:43	もし議論の必要の事故があればヒアリングで確認したいと思いますので、補正 とあわせて、
1:03:50	お願いしますということです。以上です。
1:03:55	原電話です。精査の上センター合わせて来るんで、承知しました、いろいろ
1:04:03	はい、今日オオハシですけれども。それではよろしければ村瀬のほうは以上と したと思います。
1:04:11	続いて、43 番の中心に関しまして、このケースでもやっぱり説明をお願いします ます。
1:04:22	値上げに合わせて、それでは今共有画面のほうに土地になってくるのはやっ ぱりその 19 ページご覧配ったっちゃうか。
1:04:34	また 2 件です、まず設置場所と設工認に記載すべき事項を記載することでコ メントを受けて、設置場所と記載拡充しております。
1:04:43	また、2 件目のコメントで資機材という表現についても、資料のほうから修正し ました。資料のほうの 19 ページをご覧ください。
1:04:58	こちらへ連絡設備の一覧表についてですが、こちら左側に書いてある通り設 工認のほうでもですね、保有数であったりとか、配備場所の機会を聞く重視し

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	ております。それに合わせて、まだ何かどこにあるかっていうのを補足説明のほうでも、
1:05:14	示すよう修正しております。途中で内容は以上です。
1:05:23	はい。
1:05:26	今日初めてたどいま説明に関して規制庁から質問等お願いします。
1:05:34	規制庁のフジワラです。
1:05:36	そうこの資料でのコメントではなかったと思うんですけども、健全性のほうの審査資料のヒアリングを行ったときに、確か通信連絡とかの共用の説明なんかを求めたことがあったかと思っていて、
1:05:53	増えたとの関係というか、そのときに確かあの説明としては、通信の方で国予定をしてましたっていう
1:06:02	回答もお聞きしていたように思っていて、
1:06:05	今回のこの資料でこの時系列的なものもあるかと思うんですけど、その建設のときのコメントを受けたものも反映されているものなのか、そのて参るものどちらですか。
1:06:18	日本原燃ワカバヤシで反映したものを示しておりますて補足説明資料の右側の下のほうですね、それぞれ考え方のところに共用の考え方も示しております。コメントリストのほうはまだ反映できてませんでしたので、
1:06:33	今後適切に直します。
1:06:37	規制庁のフジワラです。コメントリストで最初のほうにお話したこと、今年すると思うので、その点もわかるようにしていただければと思います。
1:06:50	何点か。
1:06:52	実際仕事切って口頭だったので、もう少し詳しい説明もあったような気もするんですが、基本的にはこれとしたりこれくらいでっていうことになるんですかね。あそこ要因とかの話も書いてあって、
1:07:06	そうですね。はい、わかりました。ではあのコメントリストとの対応関係はと別の資料とか評価結果わかるようにしていただけるようお願いいたします。
1:07:16	ですから以上です。
1:07:26	ほか規制庁側から質問をお願いします。
1:07:52	規制庁オオハシですけども、
1:07:55	もし確認はしてください。
1:07:58	18 ページですけども、
1:08:01	この右のほうに補足説明が書いてあってその中の注の 2 をきっと売れずけれども、
1:08:11	注の 2 の表で表の中で、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:16	この一番上のページング装置設置装置で非常用電源設備っていうのがあって、ぜひその下のほうの枠閉まる早期ファクシミリ装置には、この非常用電源設備の後にそのコンセントに教諭救急の合併この違い。
1:08:33	というのはどういうことでしょうか。
1:08:41	日本原燃若林です。
1:08:43	一概にとしましては宮城野橋ページング装置のほうは直接設備のほうに、
1:08:49	/dayだとか、本当に全体を通して供給してるのに対して、
1:08:54	緊急時ではファクシミリ会ファクシミリにつきましては、リンケージ対策者のペアのコンセントにへと非常用DGから給電しておりまして、そこにパックFAXの音声溶かすという使い方になってますので一応括弧書きで、
1:09:09	コンセントに供給と記載しております。
1:09:22	はい、わかりました。
1:09:25	あと、この表の体裁だけなんですけれども、落下の同上って書いてある部分があったり、何か
1:09:37	かえってなかなかそのバッテリって二つ北のほうに書いてあったりして、ちょっとそこが少し整合化取れてないなと思ったのでちょっとこれはコメントです。
1:09:47	間違っているということではないと思いますけども、
1:09:53	余計なワカバヤシです。
1:09:55	適切に修正いたします。
1:09:57	新編後、ちょっと19ページ目ですけれども、
1:10:10	補足説明のほうの照岸所外通信連絡設備のほうの緊急時電話回線で10回、13回線というふうになって右のほうの保有数の考え方を見ると、予備が6台と。
1:10:25	いうことで、必要真寄ふうには逆に見えるんですけれども。それとみっ比べてこの20ページのほうの本規定のほうの期待ですけれども、13回線と、いうふうに書いてあって、必要数十
1:10:44	何か意見があって、この字づらを見ると、少し
1:10:49	悪い見れるんですけれども、いかがでしょうか。
1:10:55	日本原燃ワカバヤシ府そちらにつきましては予備も含めて、必要性として13回線のほかの装置の予備も含めて、
1:11:04	必要な台数というのは最低限必要な要員が最低限必要な数っていうのをあわせて更衣室よそのほうは算出しております。
1:11:13	以上です。
1:11:20	19ページの予備って書いてあるのが必要な予備するっていうそういう理解でっていうことで、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:28	病院やワカバヤシ移送通りでございます。
1:11:32	はい、わかりました。
1:11:37	はい。私からは以上ですねと。
1:11:41	指摘等ありますでしょうか。
1:11:43	規制庁タカナシです。
1:11:46	今、今の話なんですけれども、ちょっと異例のため確認なんですけど、今遅いところだと13、非常用、
1:11:54	まずは緊急時電話回線13改善っていうところだったんですが、例えば一番下の推移で今っていうところを見ると、
1:12:03	中国14のほうではございなくて、15のほうでは4台ってなってるその予備予備の台数分だけ引かれた台数が書かれてるっていうのはちょっとそここのところが整合しないように見えるんですが、その辺のところを確認していただいてよろしいでしょうか。
1:12:26	日本原燃は小林です。はい。おっしゃる通りでして予備の中でも、これ本当に必要な予備というのと、さらなる安全性のために書いてしている予備というものもありまして、そこが少しわかりづらい。
1:12:41	こちらで説明したほうがよろしいですか。それとも、
1:12:45	よろしいでしょうか。
1:12:48	規制庁高くてその辺りはもし違いがあるんであればそれがわかるような説明を記載していただいたほうがよろしいかと思います。
1:12:58	要は予備としてちゃんとも使えるように必要なきやいけいけなものだったとすると、やっぱり必要なものとして含まれるものだと思いますし、本当に自主的なものとして予備するものとは違うというところであれば、そこはちょっとそういう区別をして、
1:13:15	わかるようになってたほうがいいと思いますので、ちょっとご検討いただければと思います。
1:13:22	日本原燃若林です。承知しました適切に修正して保安規定と思いますけど、わかりいたします。以上です。
1:13:31	規制庁かわらせて今の点で
1:13:34	価格面の確認なんですけど。
1:13:39	保安規定のほうでの必要数と書かれているところ。
1:13:45	書いてある数字は、
1:13:47	これは今言っていた自主オオノ特区予備を入れた。
1:13:53	機器オフということですか。
1:13:56	その理解でいいですかね。要するに

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:00	ちゃんとよ、必要な予備も含めた必要となっておりますかという確認なんですけど。
1:14:10	日本原燃ワカバヤシて、おっしゃった通り、レベルが必要な予備の方も含めた台数を記載しております。
1:14:19	以上です。
1:14:20	規制庁、川ですわかりました。
1:14:23	タップしたら中9ページの数字だけの問題で済むということで理解
1:14:30	ましたが、
1:14:32	一方で、今回
1:14:36	許可と石膏にて改めて戸数要領も、審査の中でも確認していくという中で当然その数値が変わるってこと自体おかしいことではないと思っていて、当然そのなんかその保有するって書いてしまうとちょっと語弊があるんですけども。
1:14:55	鉄後任として残す。
1:14:58	という枠できちんとその
1:15:01	予備も含めた台数について説明していただくと。
1:15:05	当然それの中で共用ものかっても含めて、
1:15:09	実はこれは自主ではなくて、きちんとした設工認対象許認可対応のものなんだということでしたら当然それは維持管理していただく必要がありますので、当然保安規定もそれに成功するということだと思っておりますので、
1:15:24	その逆にそろいに行かないようにだけ注意していただければと思います。以上です。
1:15:33	日本原燃若林です。設工認として確認しなければいけない数と実際今持っているという数の整理といいますか、この示し方についてはちょっと検討いたします。その上で、今保有数というのは、実際にあるものを示してもらったのは線路さんとか、
1:15:50	試算とかを見ても、そういう示し方だったのでこういう記載にしてるんですが、
1:15:55	神崎さんがおっしゃったのはでき守ってる数を出すよりかは、実際に必要なたい。
1:16:02	対応するために必要な数に使用除いたものを来しべきではないかというコメントでしょうか。規制庁からサービス違います。実用炉は多分その、
1:16:13	保有数についてきちんとした維持管理でもしてると思うんですね。
1:16:17	一方でそのシバタもそこに数値の差分がある、そういうふうに理解していて、
1:16:22	言ったので、ちょっとそういう前提で話してます。もし違うんだったら、それはそれで何らかの説明をしていただければいいんだと思うんですけどね。
1:16:31	なので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:32	その差分が日もし評価するようだったら、それって何扱いの部分ですかということ。
1:16:42	保安規定で書くべきものと共同で書くべきもの等、
1:16:48	SHO - BIは社長になってますかということ。
1:16:51	保有数として書くということは当然の維持管理も含めて運用でちゃんと規制の枠内での担保と自主自身も含めて規程ではあるんですけど、
1:17:02	次辞書はちょっとその外しておくといったときに、
1:17:07	予備も含めた保有水。
1:17:09	ということ。
1:17:10	それがコストを個数として審査する台数なんで。
1:17:16	そういう意味での、別に言葉の使い方ではなく、実施主体をちょっと名明確にしておいていただきたいという趣旨した。
1:17:28	日本原電ワカバヤシで、今の件承知しました規制の適用を受ける範囲とその保安規定の繋がり合ったりとか、維持管理する範囲はそういったところを明確にして増し必要であれば資料のほうに配備いたします。以上です。
1:17:51	はい、規制庁化施設この資料に関して規制庁から他指摘等ありますでしょうか。
1:17:59	はい。ないようであれば、技術と個別 45 のちょっと施設に関して説明をお願いします。
1:18:11	4 原燃シバタです。それではコメント管理表の
1:18:18	21 ページ。
1:18:20	に貯蔵施設で受けたコメントのほうを記載しております。でNo.2 番になりまして、補助機能のメカニズム、これらを図示等にして表して欲しいというコメントを受けておりまして資料のほうを修正しております。
1:18:36	別紙 1 のほうにその資料のほう追加しておりまして、資料の 19 ページのほうをご覧ください。
1:18:53	19 ページの 1 から 4 ポツのほうに定常走行クレーンの落下防止補助機能の方針及びメカニズムのほう文書できたりしております。
1:19:04	これらの機能が地震時においてどうなのかという評価をしているのかというコメントを受けております。その部分については、20 ページの以降交通のほうに記載しております。
1:19:17	もしブレーキ等の
1:19:22	いうふうに自信がかかっても、そこには大きな効力が発生することはないということにしておりまして、でも、もしブレーキにE - とかによってもシリンダが

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	落下してしまった場合、これも考えられますけれども、そこは最後の段落のほうに示す通りですね釣り荷の
1:19:42	吊上げ高さを制限してまして、落下した場合においても祭りのシリンダ類及びその下にあるシリンダ、こちらどちらものじ込み機能が損なわれることはないということを資料のほうにも追加しております。
1:19:57	この別紙 1 の 21 ページから
1:20:01	25 ページ人月会のほうへ、それから資料のほうに入れております。説明は以上になります。
1:20:12	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して、質問等ありましたらお願いします。
1:20:22	規制庁川崎です。あの全般の今御説明していただいたところで、
1:20:28	機械的な仕組みも含めてよく理解できました。また
1:20:34	耐震評価との関係についてもですね、今ご説明いただいたように 15 ページとかの増見ると、結局その評価対象部位というところでの評価で基本的にはそのブレーキ部分との関係では大丈夫ですとかということが理解できましたので、
1:20:52	この資料については、
1:20:56	妥当性の説明が 10 分されていると思ってます。
1:21:00	また一方で
1:21:03	結構に申請書としてどう書くのかって言うのはちょっとまたあの、文章のですね、問題もあるので、検討した上で補正なり臨んでいただきたいと思います。具体的には 16 ページの
1:21:17	3 ポツのところの書き方とかがやや他の
1:21:23	教訓なりの
1:21:25	はっきりと比べてどうなんだろうなっていうのはちょっとややまた改定のロジカルな気がするので上記の設計についてはテーパブロックとかです。
1:21:33	ちょっとよくよく検討しておいていただければと。
1:21:37	思っております。この資料については特に
1:21:41	これ以上のコメントは私からはありません。
1:21:44	以上です。
1:21:47	預金年シバタです。申請書の書きぶりの件、検討されることを議論いたしましたほかの資料のほうも見ながら、記載統一表面統一していきたいと思います。以上です。
1:22:06	はい。規制庁端ですけども、
1:22:09	他指摘等ありますでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:16	私からも特に資料に関してはありませんので、
1:22:23	に関しては、よく精査していただければと思います。いやつう形態だと思います。では個別 46 のアーキテクトに関して説明のほうをお願いします。
1:22:36	日本原燃シバタれそれではもし個別 46 の説明に入らせていただきます。まず、コメント管理表のほうですけれども、22 ページのほうをご覧ください。
1:22:47	で、コメント。
1:22:49	特権抜けておりまして、コメント等の管理表の ノックから 10 までについては体裁または表現等の修正になっておりますので、説明のほう割愛させていただきます、
1:23:06	11 のほうについてまして説明させていただきます。
1:23:11	こちら資料に基づいて説明します。
1:23:17	で、今回の次回のヒアリングで受けたコメントがパレットの形状だったり、配置だったりっていうものを見込んだ寸法確保するべきだというコメントを受けておりますのでそちらで修正をしております。
1:23:34	ページ数としましては 18 ページから
1:23:37	時、
1:23:38	45 ページまでの資料に、
1:23:42	ありまして、
1:23:49	内容としましてはご指摘の通り、保管廃棄確認の店舗をパレットの寸法形状これらを踏まえた、または配置、これも踏まえた区画の寸法に見直してございます。
1:24:02	またあと指標の記載に関わる部分についてもコメントがありましたのでそちらのほうについても検討を行っています。
1:24:09	実際 39 ページのほう資料をご覧ください。
1:24:20	結局、
1:24:22	36 ページのほうですけれども、
1:24:25	僕は一基だって、今それぞれちょっと特徴があるということでそれぞれの特徴を考慮した記載にいたします。
1:24:33	表中左側のほうですけれども、こちらが複数のエリアにて構成されている場合でいえるものがありますのでこちらのほうへについては、発電の 4 系のほう参考にしまして発電の方でも裏書建屋の中で階層が違えば、
1:24:52	そこのそれぞれのエリアのシヨウ条項立地しているという状況を見ておりますので、そちらと同じように、各部屋の使用情報を列記する形で、
1:25:04	表中右側な、多分これ濃縮系。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:08	意識がないようなイレギュラーな形だと思んですけども、保管廃棄区画の形状が凹凸になっている場合、
1:25:15	いう場合があります。こちらについては、面積を算出するために基準価格というのを仮に設定しております。
1:25:24	この基準各それぞれの寸法が県営。
1:25:29	あれと実際に配置できるというものを考慮の一つになっておりますので、こちらは基準各それぞれの面積というものを、その保管廃棄確認内訳の情報として追記する形でふに記載のほうはそれぞれを分けたいと思っております。
1:25:46	説明は以上になります。
1:25:53	はい。ただいま説明に関して、質問等お願いします。
1:26:00	規制庁のフジワラです。
1:26:02	ちょっと運用に近くて実際どんなふうにするのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけど。
1:26:09	さっき御説明があった基準価格とかを詳細示してるようなその 35 ページですかね、前のページにあった。
1:26:18	その辺りで今基準国語書かれてるんですけど、これで 36 ページを見て算出のために、
1:26:28	設定したみたいな話だと思んですけど、実際はこの 35 ページにあるような各 1234 っていう置き方はしないってことなんですかね。で、エリア 1 エリアについては、
1:26:45	きちんと独立させていて、
1:26:47	っていうことがあるんですけど、その考え方の説明のところではパックを跨いで保管廃棄することとするとかですけど、伊勢額一つ一つが結構場所が離れていたりして、どういう感じでやるのかが理解しづらかったので、それ簡単に教えていただけますか。
1:27:08	根源面シバタです。まずはそうですねエリアな独立しているということで、ページで言いますと 29 ページのほうをご覧ください。
1:27:20	19 ページのエリア、それぞれ 123 とありますが、このエリア 1 エリアにこれを跨いで他廃棄することはないといわゆるエリア 1 のこの枠の線からはみ出して保管廃棄することがないと。
1:27:37	いうふうな運用にしております。それに
1:27:41	廃止しまして、基準価格を設定しているものとしまして、35 ページのほうをお開きください。
1:27:49	こちらは先ほど苦情なさんから皆さんおっしゃった通りでしてパりに設定しているものになりますので、基準 と基準に

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:27:59	に設置仮で設定したこの今ず駐留とっ点線になりますけれども、その上に廃棄物を置くという運用にはなりません。実際にここに今パレットの配置をこの青の色で塗っているようで、こう書いておりますけれども、
1:28:15	これは実際にパレットが置けるかどうかというのをまず指令資格的にわかったように示しているものでして、実際の運用としましては、この凹凸のある形にそれぞれの配列で置いていくといったものになりまして、この資料の中では必要なパレット枚数が置けると。
1:28:33	ということが視覚的にわかるように表現しております。以上です。
1:28:38	規制庁の藤野です。これじゃその際に、特に何か架空でマーキングしたりとか何か保守的置いたりみたいなことをするのではなくて、ともフレキシブルに、この辺りには、これだけの分が置けるので。作業性と考えて、
1:28:56	別途配置するだけですけどっていう感じに運用としてはされるっていう理解でいいですか。
1:29:02	日本原燃柴田です。その通りでございます。
1:29:06	規制庁のフジワラです。その際に使用表を
1:29:12	この基準区画、通しページ 41 ページとかで基準規格でこれはちょっと数値と書いていただいて等記載していただく予定というかこういうふうに書きますよっていうような場所になってるんですけど。
1:29:28	キシノ区画の説明ってどこかでされるおつもりがあると思っていいですか。
1:29:37	原燃シバタです。基準価格のそれぞれの説明のほうは 1 たします。先ほどの
1:29:45	ページで 30 分。
1:29:48	ページ、
1:29:52	結構ページ。
1:29:58	33 ページからご覧ください。
1:30:01	33 ページからそれぞれの期間、こういうふう基準価格というものを設定しますよという記載を書いた上で、それぞれの基準価格にどれぐらいのパレットを配置することができるのかという説明を 3334 ページで、
1:30:17	付しております、それが実際ずれ表すとどうなるんだというのを 35 ページに示しておりますので、こちらの説明のほうはすべて設工認申請書の中に、それから入れさせていただき入れていきたいと思っております。
1:30:33	以上です。
1:30:35	規制庁の藤村です。多くの訂正の枠ですかねその部分が含ま記載されるということで理解をしたんですけど、一つ気になってるのは算出だったために別途設定した過去のですっていうのがちょっと明示的になった方が、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:51	この基準価格1ってどこですかみたいな話になったりとか具体的に書かれているので余計に何か混乱をきたすところが生じないかっていうのを記述しているところですので、おけるのかどうかをちゃんと考えるために設定した区画なんだってということがわかればいいと思います。
1:31:11	この記載の際には、その点ちょっと考慮していただければと思います。
1:31:19	原燃シバタですよそういたしますとそこら辺の算出のために設定した区画だというものを言葉を
1:31:27	資料中にさせていただきます。以上です。
1:31:32	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。
1:31:35	あと、別途、完全にどんな形でやるのかっていうのを知りたいだけなんですけど、当パレットを別途、全部でドラム缶3段積むと思うんですけど、どういう作業なのかなと思っており、フォークリフトとかでただ管理くみ上げるだけですか。
1:31:54	シバタですね。
1:31:56	おっしゃる通りポンプリストで上げましていくという形になります。
1:32:02	委員長のフジワラでしょこれまた1と24ページとかに別途進んだ図をつけていただいているんですけど、細かくは点々で書いてあるのって何か固定するっていうイメージでいいんですかね、それとも何かあんまり関係ないと。
1:32:16	うんですかね、図なんでしょうか。補填するのかがどうかはちょっと気になっているところなんですけど、いかがですか。
1:32:24	日本原電シバタディスコの黒いANA索引ものなんですけども、ドラムターンはPMR形状でパレットは四角の形状なので、高らかに置いてしまうとすべってしまうんでドラム缶をその固定固定という活動もある位置にとどめるさせるための
1:32:43	不明みたいなものをここでずっとちょっと表現しておりまして、次の高さが弾性域っていうことも一応都市部の中ではきいている。
1:32:55	規制庁のフジワラです。わかりました。3月で確かにえと置く場所がずれると、ちょっと安定性も良くないと思うんで、そういった形でちょっと固定されるということで理解しました。実際
1:33:08	資料中に価格が3.4メートルの3段積みの場合は、そういった形で記されているんですけど、実際こうやっておいたときに、このぐらいの高さになりますよっていうことでやってこの作業する場所自体は作業性考えるともう少し、
1:33:24	それと天井が高い場所だと理解していいですか。
1:33:29	日本原燃柴田です。おっしゃる通りでございます。作業性を考慮しましたナカガワ建屋で確保されておりますので、今回なんでこの実際の寸法にしたかって

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうと、実際はほか廃棄する能力ということになりますので、実物の高さのほうを記載しております。以上です。
1:33:48	規制庁の藤村です。わかりました。私からは以上です。
1:33:54	携帯の8月けれども、ちょっと少し関連するんですけども、この24ページの説明の中で最後に、
1:34:06	竜巻防護対策データ以上だのパレット発揮するっていうふうに書いてあるんですけども、これ人対策っていうのは実際一番上のこのパレットとか中ロッカーなんかで固縛するっていうそういうイメージなんですか。
1:34:24	4原燃シバタでその通りでございます。一番上にパレットを置いてそれで埒がベルトだったりっていうものでしてしまって、人まとまりにすると、それで軽量重量とか形状によって飛ぶ場合は、
1:34:41	もっと重いものを通常のパレットよりももうちょっと重いものを最上段のパレットに動くというふうに解釈してしまっていて、その
1:34:51	思いパレットというのも、通常のパレットよりも厚さが薄いものになりますので、エスポーとしては、通常のパレットの寸法を助教させるというふうに
1:35:09	ちょっと秋のほうに書くのかあれですけども、ちょっとこちらの方にもちょっと
1:35:16	もし、これももう少しちょっと書いていただいているかと思います。
1:35:23	この辺いかがでしょうか。
1:35:28	困ってますか。はい、聞こえてますよう誠にシバタですね、コメントを理解しました。エーッ竜巻のほうの文書とあわせてこちらの方にも上方のほうに記載させて頂きたく思います。以上です。
1:35:44	はい。
1:35:47	あとはちょっと括弧ちょっと先ほどの説明でたんですけども、エリアっていうのは、エリアとその区画の違いですけども、エリアっていうのは本当に例えば、
1:36:03	29ページの
1:36:05	陸とこのエリア から と書かれてますけれどもこれ取れなんか
1:36:12	もう
1:36:13	これ一つの部屋になってますけれども、なんかこう仕切りがあっても、場所がEエリアごとに分かれてるっていうそういうイメージでいいですかこれ。
1:36:25	4件シバタ熱式Borぐらい移った建屋のそのエリアは1mm <sup>2</sup> と3の間に、建屋の柱。
1:36:34	がありますんでそこで連続した配置ができないためDRを123と分けているイメージとしては、保管廃棄体が質問の中に三つだったり二つだったり、あるけれども、管理としてはその質

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:50	またはアピールできると達成が管理をするといったものになりますので、必要表は1枚で管理するといったフローにしております。以上です。
1:37:01	はい。
1:37:05	あと、
1:37:06	こっちの質問ですけれどもこの35ページとかのその区画でもう結局拡散とかっていうのはなかなか確定高36見ると、割とこう分け悪意範囲でかけ過去1とか書かっていう基準各部1とか2とかは県のかなと思うんですけど。
1:37:25	35ページ目の屈曲拡散とかは何か少しL型の形でますけれども、この設定の考え方はどういうことでしょうか。
1:37:38	人間に育てるですすみませんこれ
1:37:41	縦の点線がちょっと抜けておりまして、L型としては見てないです。普通に長方形として見ておりまして、ここを資料の修正しますけれども、イメージとしましては、
1:37:57	今パレットがありであるその線その延長線上に仮定の線がこう入っていくといったイメージになりまして、階段室の下のエリア、ここは、
1:38:08	が金庫として設定しない部分になります。以上です。
1:38:14	資料修正のほうはお願いしますので、基準価格さんとか見ると、割と保守とか、通れないことなんか多く感じにも見えますけれども、その辺の考慮されているんでしょうか知らん量の考慮ですね、そういったことで、
1:38:35	下にシバタたりしてこの価格を設定する際に、人の保護ができるスペースというものを考えて、括弧しております。図面でいきますと、
1:38:48	その寸法は書いていませんけれども、そのように、避難経路だったりというのは考慮したものになっております。またその
1:38:59	そのほかは一括にいったい、ほぼドラム缶を置く最後そのそれらを考慮して配置を随時変えていくといったような運用になっております。
1:39:16	はい、わかりました。私からは以上になります。
1:39:21	ほか規制庁赤。
1:39:26	規制庁カワラサキですかちょっと。
1:39:31	赤い区画のところは私的にはあんまり
1:39:35	ピンとこなかったんですけど。
1:39:37	36ページの使用表の書き方で、
1:39:43	これで設工認上担保すべき。
1:39:47	山口
1:39:48	としては、
1:39:54	何になるんでしょうかね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:56	つまりその
1:39:57	エリアの場合は独立して、
1:40:02	必要な要領
1:40:06	という意味での
1:40:09	機械
1:40:10	がそれぞれに必要なだという機会なのか。
1:40:14	どうかと。それともこれはあくまで個別の数字であって、
1:40:20	それらを足し算した。
1:40:22	容量で基準適合としては、
1:40:26	説明するのかという、ちょっと
1:40:31	全体像がわからなかった。
1:40:34	単語で
1:40:37	だからこそなんですよ。多分エリアが独立している以上は、設計として個別にこんだけの容量こんだけの容量っていうか、平米ですけど。
1:40:48	整備が必要だっていうのは理解。
1:40:51	できて、最終的にはそれらがすべて合わさったときに、保管区画として必要な廃棄物を
1:40:59	保管できるという説明になると思うんですね期中適応というちゃう。
1:41:04	一方で基準区画のところって、
1:41:08	これは、
1:41:09	その獲得括弧の中の
1:41:12	内訳の数値で何か担保してるんだらうかってのはちょっとよくわからなくて、
1:41:19	面積を足し合わせてる単位があるっていうのは理解したんですけど。
1:41:25	跨いで
1:41:27	保管しているというところで、
1:41:31	個別の区画の面積の確保の
1:41:34	ところがこの技術基準との関係での
1:41:38	設計上担保すべき数値になってるのかがちょっとわかりませんでした。
1:41:45	ちょっと抽象的ですけど。
1:41:47	今の決定。
1:41:49	おかげがやれば聞かせください。
1:41:54	日本原燃手段ですまずはエリアが分かれているものについてですけれども、
1:42:00	それは個別のエリアでそれぞれ保管しなければならない終了というものを定めて管理していきますので、
1:42:08	エリア一つ一つの寸法または保管廃棄能力として、39 ページ。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:17	右側に
1:42:20	あります通りそれぞれのあれでいうとエリア 1 では 1804 エリアにでは 2600 円で合わせて 4400 なので、B ウラン濃縮廃棄物で保管廃棄しなければならない必要な容量を有しているといった説明にしたいと思っております。
1:42:38	父兄基準区画のほうは、これだけのおっしゃってることもよくあります。ただ、ここ変えた理由としましては、計算のときにそれぞれの基準泊 1234、それぞれの面積を検査していただいて、
1:42:55	おりますので、意味合いも含め含めて今は方案記載をしたという経緯でございます。以上です。
1:43:08	規制庁川崎です。
1:43:10	だからあれですかね、この括弧ってというのは、何ていうか
1:43:16	目なんていうかこの区画で何か
1:43:21	区画の中で何かを管理しなければならないっていうことではなくて単純な
1:43:27	メンテの内訳としてこういう数値違って、実際のところの検査なりっていうのは確認ではそこを見ていきますと、
1:43:36	いうことの説明だけしかないということで、
1:43:40	それからカッコ書きなんだと。
1:43:42	ということで理解すればいいですか。
1:43:49	原電シバタリストの通りでございます。
1:43:52	必要あれば、周期等でその旨を表した方がよろしいでしょうか。
1:43:58	トーク支店長カワラサキです。
1:44:02	だから、
1:44:04	どうですかね。なんか区画っていうと、普通の人はずいぶん、その区画の中で、
1:44:10	管理する。
1:44:12	ものとして普通は 4m と思うんですね新そういう形での申請書の記載だとしたら、
1:44:18	一方でその加工跨いで固化することとすると書いてしまうと、何かこう矛盾してるじゃないかと言いたくなるん。
1:44:27	ので。
1:44:30	区画です。そもそも。
1:44:34	という言葉が出てきたのかっていうのも正直あると思うし、何ていうか、
1:44:41	いずれにしるさっきオオハシと書いてたのと同じで、
1:44:47	区画っていうのはこういう位置付けのものであるというのを注釈か何かで、
1:44:53	説明いただければ。
1:44:55	十分なのかなと思います。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:00	日本原燃柴田です。ありがとうございます。検討の上、記載のほう、修正いたします。以上です。
1:45:21	はい、切っ情報発信数国家の点でこの資料自主的とありますでしょうか。
1:45:29	規制庁のフジワラですみません
1:45:32	持てるだけを聞きしたいんですが、国民案ですけれども、この今の話に戻ってまず使用の部分なんですけど。
1:45:41	実際補正のときには、このままのものが先ほどプラスアルファの注釈の意見と思うんですけど、このままこれになるっていう話なんかもと申請時の疲労評価って、ほかにも書いている項目って確かあったと思うんですけど。
1:46:00	その辺りでどうなるのか教えていただけますか。
1:46:05	日本原燃柴田です。ここで書いている容量主要寸法、ここに該当するものを、この数字に入れ替えて記載を入れ替えるといったものでございまして、ほかの部分については変更なしといったものになります。以上です。
1:46:20	規制庁の藤村です。わかりましたそうですね、容量とか、その取水口っていうところはこの記載になりますよってことで、後のその使用材料であったり取付け箇所とか、そういったところは特に変更なく、申請した通りのままで大丈夫ですっていうことで理解いたしましてありがとうございます。
1:46:37	私からは以上です。
1:46:40	はい。
1:46:44	はい。規制庁から大丈夫でしょうか。
1:46:48	はい、どうぞよろしければ、個別 39 の補助単価に関して補助加味してくるに関して説明をお願いします。
1:47:00	別添のサカモトでございます。パンチリストの出入り管理の 16 ページ。
1:47:09	らっしゃい
1:47:10	この構成管理につきましては、ご存知な体裁ちょっとコメント番号拡大で手薄と同様ですので、この年間利用だけで説明していただきます。4 番ですが、切らせて抽選差異について火災防護の精査と同様に考慮してそこで効率的しょうがないかということで、
1:47:31	抱える感知器かたいの感知器の絵と炎感知器はつき合いセンサそれで感じますので、そこの赤外線範囲に一応センターそれ置かないようにちょっと配置をちゃんと考慮して設置するということを追加した課題の方でのセンターのほうに追加してますので、
1:47:48	こちらも同じように記載したっていうふうに思って。
1:47:51	説明は以上でございますが、ほかの
1:47:55	何か。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:57	ありがとうございます。
1:48:00	面白に関しまして規制庁から質問等あればお願いします。
1:48:14	規制庁オオハシです。
1:48:18	私から少し確認させてくださいねと 16 ページですけれども、
1:48:26	16 ページ目の機会での
1:48:30	3.1 ですけれども、本施設には、
1:48:36	一種一種区画の監視等を事故対象を行えるように、一種区画等に出荷価格にCAPEセンター設けると曲がりた文書は書いてあるんですけれども、
1:48:51	第二種管理区域の方っていうのは、その事故対処を確実に引き目的だけで設置するとそういう理解でいいですか。
1:49:03	4 件でサカモトでございます第二種管理区域は汚染の恐れのないべきですので、事故時以外は漏れる可能性ございませんで仮に事故が起きた場合の事故時対処して行えるように設置しているものでございます。その通りでございます。以上です。
1:49:20	ありがとうございます。今日はその 2 種管理区域の 2 号カスケードとかウランちょうど廃棄物貯蔵庫まあウラン系ウラン貯蔵庫等々書いてある機器っていうのは、それぞれ議事故を想定してるような
1:49:36	場所というか、理解でいいですか。
1:49:42	すいません規制庁コサクですけど、ちょっと私の理解と違ってたので、
1:49:47	確認なんですけど。
1:49:49	事故対処のためにして、
1:49:51	用意してる区画ってことは日常的には放射線管理しなくていい場所ですか。
1:50:01	論点でございますが、第二種管理区域は汚染のない靴区域です空間線量しますけども、1F 濃度だったり、当社精密だってそういったものは通常の状態では、管理対象としていないというところでございます。以上です。
1:50:16	規制庁コサクですけどすみません。後ろのほうはどうでもよくて、最初に線量を管理しますけどっていったところが事故対処のために用意しているっていう話と繋がらないんじゃないかと思ってるんですけど。
1:50:36	日本原燃サポートでございます。こちらの 3.1 で説明している内容については Hm センサーを設置する設計ということで、鉄塔フッ化石油毎月のフッ化水素、これも少のう範囲に対してしかるべきはの事故対処を不適として設置すると。
1:50:54	いう説明としておまして、それで別途線量等を図るようなものではないというところでございます。以上です。規制庁コサクです。趣旨はわかりました。ちょっと私今資料を見ないね、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:51:10	オオハシの質問との関係だけで聞いたので、ちょっと文言はおかしいなと思ったんですけど、中生産の設置目的なり、対応内容としての説明としてっていうので理解をしました。
1:51:28	資料ではそういうことがわかるようになってますかね。
1:51:39	4件サカモトです。その撤退の回答Hm遊具上る時に、崩し達成すれ治具を検出するものであるということが開拓即してわかりますけどちょっと記載が不足してると思いますので、精査した上で追加いたします。以上です。
1:52:04	コサクです。わかりました。少なくとも2種管理区域が何ぞやということを書いているわけではない。
1:52:13	のでオオハシの質問した内容自体が直接ここに書かれているわけじゃないから適宜検討いただければと思います。大橋さんどうぞ。
1:52:25	はい。的に
1:52:30	機会を
1:52:32	例えば、見直していただければと思います。
1:52:36	それで、9-2を右の方がその補足説明の書き方ですけども、これイッキョク生産には事故時の作業環境の監視等との事故時対象確実に行えるようっていうふうな文言かってちょっと、左の
1:52:53	検知孔に申請書の記載と少しずれてる気がするんでこの辺に直したほうがいいと思いますけども、いかがでしょうか。
1:53:01	余計にサカモトでございます。お世話に補足説明の報道は地溝同時に特殊性がちょっと整合性がないので、人も含めて御諮ります。以上です。
1:53:12	はい。整合のほうをよろしく願います。
1:53:17	とりあえず私からは以上です。ほか規制庁からでも願います。
1:53:44	ほか規制庁から質問等にやっぱ、
1:53:51	はい。それでは人とおり、下のほうから資料の説明を聞きましたけれども、全体を通じて、知的所有権があれば願います。
1:54:03	規制庁、市村です。全体的なことで、一番査定の形でちょっとリストをつけていただいて、そのところの最後に
1:54:15	この資料での
1:54:17	日本ですかね。本州以外の補足説明資料で示したような変更内容等については、今後適切なタイミングで反映するとあるままでなんですが、これっていつ反映されますか。
1:54:33	規制庁からだけでは、今の和智どの資料ですかねと、どうも資料についてもなんですけど、添付1-
1:54:42	表、どれでもいいです。今の

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:45	すみません、基本的に、
1:54:48	また排気とこで、
1:54:49	皆さんには
1:54:52	そうですね今移させていただいてるところなんですけど、所適切なタイミングで倍するとあっても一通り1回聞いていって、もし個別30とかも収束しつつあるので、そろそろ本していただいたほうがいいのかなとちょっと思ってるんですが、いかがですか。
1:55:14	日本原電ワカバヤシで、今考えておりましたのは、最後補正とあわせて一式の段階ですべて仕事取った上で、直したものをそうとを考えておりました。
1:55:29	規制庁のフジワラです。
1:55:30	もうちょっと早めの方が何となく引き出せるんですけど、
1:55:36	あるそれこそ濃縮30なんかを今回少し事実確認を行って修正される点ちょっとあったかと思うんですけど、それに合わせて全部見直して切りにしていくっていうのもありなのかなと思っていて、それを
1:55:51	補正よりは少し手前でちゃんとそれでいいのかっていうのも確実に確認できるような気がするんですけどいかがでしょうか。
1:56:05	日本原燃若林です。おっしゃる通りですので、今言った代替船とすべて現在展開して適切に修正いたします。以上です。
1:56:16	規制庁のフジワラですよろしく願います。
1:56:19	それとあと、これは様似おっきなも話ではないんですけども。
1:56:24	資料によって赤字とか青字が使ってやって説明がきちとなされている資料もあれば、当赤字がない示してるのかわからないような資料もたまにあります。例えば先ほどの放射線管理の
1:56:40	来濃縮個別39であったり、もしくは個別43の通信連絡等ですかねえとそれぞれ添付1 - 添付2のところなんですけど、そこで赤字の説明で今は私出しているの放射線管理ですかね。
1:56:57	普通については、添付2の方とかが赤字ってなんですよってという話が超えていなくて、当期計と所に関するものですかってというのが、注釈として書かれているものもあれば、そうでもない資料もあるので、その辺も全体的に精査してください。よろしく願います。
1:57:18	日本原電ワカバヤシステーションしました計算して対応いたします。申し訳わけじゃない。
1:57:28	コサクです。コメント管理表なんですけど、すでに話があったら持ってたら申し訳ないんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:36	呈されてるものだと今回の提出対象とかっていうので部分的に出されているんです。
1:57:43	ですけど。
1:57:45	全体としてどうなってるかっていうのはどう。
1:57:49	どう見ていけばいい。
1:57:51	いいですかね、今の
1:57:53	フジワラ粗々の言ったようなところで
1:57:58	いつの段階でどう終わるのかみたいなのところを1例見ていく必要があるかなっていう気がしているんですけど。
1:58:07	今の点なんですか掘ってございます。すみません、前は個別でえと外今回説明する分しかコメント管理をつけていなかったんですけども、今回から個別30から55まで全部のコメント管理表をつけて、添付することにしまして、その中で、当システム作った。
1:58:27	説明する内容を黄色でハッチングしたという整理に見直しております。以上です。規制庁コサクですわかりました。ちょっとこちらのメモのところまで25日の資料っていうふうになってなかったので、すみません、感じがしました。失礼しました。
1:58:53	資料全体に関して規制庁から指摘とこありますでしょうか。
1:58:59	はい、よければ
1:59:04	日本原燃において今後のスケジュールに関してちょっと説明のほうをお願いします。
1:59:12	日本原燃坂本でございます。しっ会議ですけどもライン実習を12月2日頃えと目指すヒアリングさせていただきたいと考えておりまして、これに関わる説明内容としては、被ばく耐震強度。
1:59:30	集まってきた自然現象と閉じ込め溢水警報関係が主な説明でございます。これらを当試料機能自然現象を徹底しておりますので、残りの資料を本質を提出します。それも含めて、2日頃に御説明させていただきたいということでスケジュールにつきましては、
1:59:50	定着維持が昨日御提出しておりますので、そのスケジュールに基づいて御説明を進めさせていただくということで考えております。以上です。
2:00:05	ただいまのスケジュールの説明に関して規制庁から指摘等質問等ありますでしょうか。
2:00:19	はい。今日も資料提出は何時ぐらいになるか。
2:00:23	今言えますでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:27	やっぱりね先ほどでございます。今 16 時前ぐらいを目標で進めて作業進めているところでございます。
2:00:34	はい。では資料のケースの方よろしくをお願いします。
2:00:39	時社長からよろしいでしょ。
2:00:44	日本県内確認していきたいと事項等ありますでしょうか。
2:00:49	4 点目ですが、特段ございません。
2:00:53	はい。それでは本日のヒアリングのほうを終了したいと思います。この方設置してください。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。